

39 顕忠府拝観に関し宮内省通知の件通牒

[昭和十二年三月]

| | | | |
|--------|-------|-------|----|
| 官秘四〇九号 | | 〔注記1〕 | |
| 定決裁 | 3月29日 | 文書課長 | |
| 送発 | 3月30日 | 起案者 | 堀田 |

昭和十二年三月二十六日起案 庶務掛長

大臣/次官 (河原) 秘書課長 (小笠原)

通牒案

〔注記2〕

年月日

秘書課長

〔注記4〕

- 各局長・各官房課長
- 督学官室
- 直轄各部長
- 公立立大学長
- 公立立専門学校長
- 公立立高等学校長
- 各地方長官

宛

〔下 札〕

今般顕忠府拝観ニ関シ別紙写ノ通り宮内大臣ヨリ通牒有之タル
ニ付御了知相成度

備考

別紙宮内大臣ヨリノ通牒写添付ノコト

契印

〔注記5〕

宮内大臣官房 秘書課 宮発第一三二号

昭和十二年三月二十五日

宮内大臣 松平恒雄 印

文部大臣 林 銑十郎 殿

今般顕忠新設相成候ニ付従来振天府、建安府等拝観被差許候資
格者ニ対シ四月一日以降同府ノ拝観ヲ可被差許候

追テ同府ハ滿洲事変、上海事変其他ニ於ケル陸海軍将士等ノ
殉国ノ誠ヲ後世ニ伝ヘシメラルル為御建設相成リタルモノニ
有之右拝観手續其他ニ関シテハ振天府拝観ノ例ニ準ジ取扱相
成度

〔注記1〕

〔例規〕

〔注記2〕

〔記録掛/13・6・3/受領〕

〔注記3〕

〔済〕

〔注記4〕

〔二四〕(簿冊内件名番号)

〔注記5〕

〔文部省/官秘40号/昭和12・3・25〕

〔下札〕

〔印種別 (中山) い一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 宮内省通知 直轄各

部等へ通牒 顕忠府拝観ニ関スル件/番号 / 結了年月日昭一二

三三〇/保存年限 ムキ/枚数 2

〔自大正12年11月至昭和21年5月
帝室ニ関スル総規 第2冊〕文部
省⑤ 3A, 30-5, 1045